

「岩手県動物愛護管理推進計画(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)の実施結果

平成20年3月27日
岩手県保健福祉部保健衛生課

「岩手県動物愛護管理推進計画(案)」について、平成20年1月7日から平成20年2月6日まで、県のホームページ等を通じて広く御意見を募集したところ、132の個人・団体(県内14、県外118)から延べ1,998件(県内77、県外1,921)の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれらに対する本県の考え方につきましては、次のとおりです。なお、同一要旨の御意見につきましては、便宜上案件ごとに適宜集約させていただきました。

今回、御意見をお寄せ下さいました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

※下表「反映区分」の説明

- A: 御意見の趣旨に沿って、案の修正等を行ったもの
- B: 御意見と案の趣旨が同じか、既に実施済のため案の修正等を行わなかったもの
- C: 案の修正等を行わないが、今後の施策の参考とさせていただくもの
- D: 実現が極めて困難なため、案に取り入れなかったもの
- S: その他

該当部分	御意見(要旨)	御意見に対する本県の考え方	反映区分	同一要旨意見数		
				県内	県外	計
計画の概要	ペットの遺棄、虐待等は犯罪であることを周知すべき。	計画に記載しているとおり、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を進めていくなかで、動物の遺棄や虐待が動物愛護管理法において罰則があることも含めて啓発していきます。	B		58	58
	飼い主責任は、実験動物、畜産動物等の全ての飼育者に対して課せられていることを明記して欲しい。	この計画の根拠となる動物愛護管理法において、動物の所有者又は占有者の責務が明示されていることから、計画のなかでは明記しません。	B		1	1
現状と課題	譲渡専用施設を有せず、抑留施設を使用してきた背景についても記述すべき。	必ずしも譲渡専用の施設を有せずとも譲渡は可能であることから、計画にその背景を記述しませんでした。今後は譲渡を適切に推進するために譲渡施設を含む動物愛護推進拠点の整備について、将来的な課題として検討していきます。	C	1		1
	動物取扱業者の社会的責任について明記すべき。	動物取扱業者の社会的責任については、動物愛護管理法に規定される動物の適正な取り扱いや顧客に対する説明義務等の法の遵守であり、施策7に記載のとおり、定期的な立入検査等の取組みを通じ、動物取扱業の適正化を推進することとしていますので、改めて明記はしません。	B		1	1
	譲渡活動を推進し、保健所イコール処分施設というイメージを転換すべき。	動物の愛護及び適正飼養の普及啓発(施策1)や適正な譲渡の推進(施策3)、さらには動物愛護推進員と連携した活動(施策10)等を通じ、保健所等の実施する動物愛護管理施策への理解を求めていきたいと考えております。	C		1	1
	県民の動物愛護に対する意識を変えるため、本県の引取り数や致死処分数等の現状を広く県民に伝えるべき。	計画の推進及び見直しに当たっては、広く県民に対し、本計画を周知する等、計画に対する理解と協力が得られるように努めることとしており、本県の引取り数や致死処分数についても公開していきたいと考えております。	C		1	1
基本的な方針	動物愛護管理法違反があった場合の、警察の担当窓口を明確にする等、警察との連携を図れるようにして欲しい。	現状においても、重大な法律違反があった場合には、警察への告発をも含めて検討することとなります。	S		1	1
	收容された犬やねこの多くが殺処分されている現実を県民に周知すること。	計画において、犬の返還率や犬・ねこの引取り数を計画推進目標として設定しており、目標達成のための手段の一つとして殺処分の減少が上げられます。このことから、目標を達成するための施策や進捗状況を県民の方々に公表することにより、理解と協力が得られるよう努めたいと考えています。	C		1	1
	「動物の愛護及び管理に関する法律」の存在について広く周知すべき。	ご指摘の法律の他、県で独自に定めている条例についても、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を通じ周知していきます。	B	1		1

施策1

動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発に関する事項

不妊去勢手術のメリット(生殖器系の病気にかかりにくくなること等)及び必要性を、広報誌などを通して徹底的に普及啓発すること。	動物の愛護及び適正飼養の普及啓発(施策1)を通じ、その必要性を普及啓発していきます。	B	3	5	8
動物の飼い主のマナー向上のためのイベントを企画する等し、適正飼養の普及に努めるべき。	施策1に記載のとおり、今後とも動物愛護フェスティバル等のイベントを通じ、適正飼養の普及に努めていきます。	B	1	1	2
動物訓練士の紹介所を保健所内に設置して欲しい。	保健所において、動物の訓練を業とするものを含む動物取扱業の登録状況の開示は行っておりますが、個々の動物取扱業の紹介は実施しておりません。	D	1		1
効果的な普及啓発のために、小冊子、リーフレット、ホームページ、回覧板等を活用して欲しい。	施策1に記載のとおり、様々な広報媒体を効果的に活用し、犬やねこ等の適正飼養についての積極的な普及啓発に努めていきます。	B		2	2
市町村と協力し、鑑札、狂犬病予防注射済票の装着の徹底を呼びかけて欲しい。	施策6に記載のとおり、所有者明示の推進に努めていきます。	B		2	2
鑑札、狂犬病予防注射済票は、利用率が向上するようなデザイン及び丈夫で外れにくいものに改良して欲しい。	狂犬病予防法施行規則の一部改正により、平成19年4月から、鑑札及び狂犬病予防注射済票のデザインを市町村の独自の型に定めることができることとされており、県でも各市町村に対しその周知を図っています。	S		2	2
犬の介護についての知識の普及啓発、介護のサポートについて、県としての取組みを行うべき。	動物の介護につきましては、適正飼養、終生飼養に関する飼い主の義務として飼い主自身が積極的に知識の獲得に努めるべきものと考えますが、必要に応じ情報提供等に努めたいと考えております。	C		1	1
各教育機関に動物愛護に関する推奨図書を配布して欲しい。	各教育機関の教育目的に応じて、各種の動物を飼養していることから、一律に推奨図書を配布することはできませんが、教育委員会と連携するなどし、動物愛護に必要な情報の提供や技術的な助言等を実施していきます。	D		1	1
保健所等において殺処分が行われている現実について周知すべき。	広く県民に対し、本計画を周知する等、計画に対する理解と協力が得られるように努めることとし、本県の引取り数や致死処分数についても公開していきたいと考えております。	B		2	2
動物の飼養者が地域社会に貢献できるような取組みを支援して欲しい。	動物の飼養者による地域における取組み等については、技術的助言等を行う等、支援に努めたいと考えております。	B		2	2
のらねこに餌をやらないよう、普及啓発すべき。	施策5に記載のとおり、飼い主のいないねこ対策として、無責任な餌やり行為がもたらす影響について理解を促すとともに、地域住民による取組みに対しては技術的な助言等を行っていきます。	B		1	1
ねこを屋内で飼育するよう指導すべき。	「動物の愛護及び管理に関する条例」(岩手県条例)において、飼主の責務としてねこの屋内飼養に努めるよう定めています。また、計画の施策5においても、屋内飼養と不妊去勢手術の積極的な働きかけを明示しています。	B		1	1
動物の終生飼養を徹底させるべき。	本計画の基本的の方針である「人と動物が共生する社会づくり」とは、飼主が命ある動物を適正に飼養することが重要であると考えます。そのような社会を実現するための一つとして、動物の終生飼養を含む適正飼養の推進に努めていきます。	B		2	2
動物の適正飼養について、様々な広報媒体等を活用して普及啓発を行うべき。	施策1に記載のとおり、様々な広報媒体を効果的に活用し、犬やねこ等の適正飼養についての積極的な普及啓発に努めていきます。	B		1	1
幼稚園や学校等において、動物の適性飼養に関する授業を行うよう、働きかけるべき。	授業を行うかどうかは各学校の判断となりますが、幼少時から動物の適正飼養について啓発していくことは重要であることから、幼稚園や学校等から求めがあった場合は、積極的に対応して参ります。	C		1	1
広報等に当たっては、限りある予算を有効に使うべき。	ご意見のとおり、限られた予算を有効に執行し、効果的な普及啓発に努めます。	C		1	1
計画を推進するために最も大事なものは、人々に対する啓発であるので、ありとあらゆる機会を捉えて啓発すべき。	御意見のとおり、計画を推進するため、ありとあらゆる機会を捉えて啓発して参ります。	C		1	1
人と動物の共通感染症に関する情報提供	狂犬病予防注射は行政が実施し、無料とすること。飼養者の責任を明確にし、又その意識を醸成するためにも、予防注射や登録に要する経費は飼養者の負担とすることが適当と考えます。	D		57	57

施策3 適正な譲渡の推進

譲渡は、譲渡希望者の指導及び譲渡動物の飼育、選別方法等を定めたマニュアルに従って行うべき。	現在も、譲渡マニュアルに従って譲渡動物の選別や管理、譲渡希望書の指導等を行っていますが、より適正な譲渡を推進するため、現行のマニュアルの見直しを行います。なお、その旨を計画に追記します。	A		86	86
譲渡後は追跡調査を行い、適正飼養を推進するべき。	現在も必要に応じて譲渡後調査を実施しておりますが、今後は、定期的に譲渡後調査を実施することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A		57	57
引取りを求める飼い主に対しては、殺処分現場等、処分の現実をみせるべき。	引取りを求める飼い主に対しては終生飼養や新しい飼い主探し、避妊去勢手術等について指導し、安易な引取りとならないよう努めたいと考えております。	C		84	84
引取り手数料を徴収するべき。	現在、岩手県では条例により、引取り手数料を定め徴収しています。	B		85	85
收容した動物の保管期間を4週間以上とするべき。	動物愛護の観点から、できるだけ抑留・保管期間を延長し、飼主への返還のための期間の拡大を図る旨明記しています。	C		71	71
收容動物の情報は、インターネット、新聞、公民館等への張り紙等で広く公開し、返還、譲渡を推進するべき。	引取り又は收容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A	2	86	88
動物の殺処分方法は、麻酔薬による安楽死とするべき。	本県では現在、動物の種類や大きさ等により麻酔薬による方法と炭酸ガスによる方法を使い分けており、すべての動物に麻酔薬を使用することは考えていません。	C	1	91	92
引取り依頼者からは、その理由及び氏名等を確認すること。	現在、保健所では引取る場合、氏名やその理由等を記載した「引取り願ひ」の提出を求めています。	B		86	86
殺処分される動物が0となるよう、里親募集を事前に実施するべき。	引取り又は收容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A		1	1
動物の譲渡は専門知識のある民間に委託すること。	動物の譲渡は、専門知識のある獣医師職員が行っており、民間に委託することは考えていません。	D		1	1
譲渡を実施する施設を設けるべき。	譲渡専用施設はありませんが、現在の動物收容施設において、適正な飼養管理を行ったものを譲渡しています。	C		1	1
譲渡のための保護施設を設置するとともに、殺処分は廃止すべき。	譲渡専用施設はありませんが、現在の動物收容施設において、適正な飼養管理を行ったものを譲渡しています。なお、保護された動物すべてを譲渡することは極めて困難と考えます。	D		1	1
譲渡者を選定する基準については厳しすぎることをないようにする等、譲渡を推進すべき。	譲渡された動物が終生家族として幸せに暮らせるよう、譲渡者の選定に当たっては、一定の基準を満たすことが必要と考えています。	C		2	2
引取り手数料はもっと高額にすべき。	犬、ねこの引取り手数料の設定に当たっては、それに要する経費を動かし設定しており、現在の金額が妥当なものと考えております。	D		2	2
譲渡の際、不妊去勢手術及びマイクロチップ挿入等を義務化するべき。	義務化することは困難ですが、譲渡に際し、適切な時期に不妊・去勢手術を行うこと、所有者明示の措置を講じること等について、誓約書を徴収しています。	D		3	3
成犬、成ねこの譲渡を推進して欲しい。	引取り又は收容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A		1	1
收容期限を延長するべき。	動物愛護の観点から、できるだけ抑留・保管期間を延長し、飼主への返還のための期間の拡大を図る旨明記しています。	B		2	2
譲渡可能となるまで飼育するボランティア制度を導入すること。	本県では、動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)制度を導入しており、今後、譲渡動物の飼養管理等についての協力関係を構築して参ります。なお、その旨計画に追記します。	A		1	1
譲渡用動物を市民ボランティアに預け、新しい飼い主に譲渡するまでの間、飼養管理してもらってはどうか。	同上	A		2	2
譲渡に当たっては、民間団体やボランティアとの協力体制を整備すること。	同上	A		1	1

動物の引取りを繰り返し求める飼い主に対しては、強制的に不妊去勢等の措置をすること。	強制的に不妊去勢等の措置を行うことはできませんが、安易な引取りとならないような指導に努めます。	C	1	1	
引取りを求める飼い主に、譲渡先を紹介して欲しい。	対応できる事例については、個別に対応します。また、引取り又は収容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	C	1	1	
定期的に譲渡会を開催すること。	譲渡に適した動物を定期的に確保することができないため、定期的に譲渡会を開催することは困難と考えます。	D	2	1	3
大規模な譲渡会や月2回程度の定期的な譲渡会を開催すべき。	同上	D	1	1	
動物の引取りは原則禁止とする。	動物愛護管理法により、犬やねこの引取りを所有者等から求められたときは、これを引き取らなければならないことになっており、禁止することはできないものと考えます。	D	1	1	
譲渡に関する情報を積極的に発信し、譲渡を推進すべき。	引取り又は収容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A	1	1	
譲渡を進める場合、再び飼養放棄がされないように、譲渡後のフォローを実施すること。	現在も必要に応じて譲渡後調査を実施しておりますが、今後は、定期的に譲渡後調査を実施することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A	1	1	
県が引き取った動物は、原則100%の譲渡を目標とすること。	譲渡には適さない動物もあり、100%の譲渡を目標にすることは困難と考えますが、譲渡可能な動物については積極的な譲渡の推進に努めていきます。	C	1	1	
不適正飼養及び虐待等の事例の際は、警察と連携し、適切に対処すべき。	現状においても、重大な法律違反があった場合には、警察への告発をも含めて検討することとなります。	S	1	79	80
不妊去勢手術には対して補助金を拠出すべき。(不妊去勢手術に対する助成金制度を導入すべき。)	不妊去勢手術については適正飼養の一環として、飼い主の責務と考えており、助成金制度の導入は現在のところ検討しておりません。	D	5	10	15
動物愛護センター等に収容した迷子の犬、ねこは、最低3週間以上公示すること。	すべての犬、ねこを最低3週間以上公示することは困難ですが、動物愛護の観点から、できるだけ抑留・保管期間を延長し、飼主への返還のための期間の拡大を図ることとしています。	D	1	1	
動物愛護センター等で、犬、ねこを引き取る場合は、感染症などを未然に防ぐための費用を請求すること。	本県では、犬、ねこの引取りに際し、成犬・成ねこについては2,000円/頭、子犬・子ねこについては400円/頭の手数料を徴収しています。	S	3	3	
適正飼養の啓発は県が主体的に取り組むべき。	施策の1において、県は積極的な普及啓発に努めることとしています。	B	1	1	
遺棄、虐待の防止について、ポスター等で周知させて欲しい。	広報誌やリーフレット等の活用により、動物の遺棄や虐待の防止について周知して参ります。	B	1	1	2
動物の虐待発見時の通報義務を明記して欲しい。	現在の法律においては、何人にも通報義務を課すことはできません。	D	1	1	
動物の遺棄や虐待を未然に防止するための普及啓発の手法を工夫すること。	施策の1において、普及啓発の手法について明記していますが、その他の効果的な手法についても検討してまいります。	C	5	5	
犬、ねこの引取りは、一世帯1回のみにするべき。	現在の法律においては、犬、ねこの引取りを所有者等から求められたときは、引き取らなければならないことになっており、一世帯1回に限定することはできません。	D	1	1	
ねこの室内飼養の徹底を図ること。	「動物の愛護及び管理に関する条例」(岩手県条例)において、飼主の責務としてねこの屋内飼養に努めるよう定めています。また、計画の施策5においても、屋内飼養と不妊去勢手術の積極的な働きかけを明示しています。	B	1	1	
犬、ねこの引き取りを求められた場合は、新しい飼い主探しや不妊去勢などについて指導や支援を行うべき。	引取りに際しては、現在も新しい飼い主探しや繁殖制限の措置について指導しており、施策の4にも明記しています。	B	1	1	2
犬、ねこの引取りは有料とすること。	現在、岩手県では条例により、引取り手数料を定め徴収しています。	B	1	1	

適正飼養の
推進による
動物の健康
と安全の確保
策
4

	動物取扱業者からの犬、ねこの引取り料は、一般の人からの引取り料よりも高額とすること。	動物取扱業者から引取りの依頼があった場合、業者の社会的責任を鑑み、独自に譲渡先を探すなどの指導を行うことが妥当であると考えます。	D	2	2	
	不妊去勢手術を義務化すること。	動物の適正飼養を進めるうえで、不妊去勢手術は一つの手段であると考えますが、一律に義務化を進めることは飼主に一定の制限を加えることとなり、実現は困難であると考えます。	D	3	3	
	定時定点引取りを廃止すること。	広大な県土を有する本県の場合、定時定点引取りを廃止した場合、動物の遺棄等の増加が懸念されることから、そのあり方については慎重な検討が必要と考えています。	D	3	3	
	引取りを求める飼い主に対しては、殺処分現場等、処分の現実をみせるべき。	殺処分現場を見ることが適正な指導方法とは考えていません。なお、引取りに当たっては、終生飼養や繁殖制限について指導しています。	D	1	1	
	犬、ねこを引取る場合には、感染症を未然に防ぐため、飼い主に血液検査や検便検査を義務付けること。	現行の制度では、飼い主に血液検査や検便を義務付けることは困難と考えます。	D	1	1	
	犬、ねこの譲渡に当たっては、飼養マニュアルを作成し、新しい飼い主にふさわしい十分な審査を行うとともに、適正な飼養管理について説明すること。	現在も、譲渡マニュアルに従って譲渡動物の選別や管理、譲渡希望書の指導等を行っていますが、より適正な譲渡を推進するため、現行のマニュアルの見直しを行います。なお、その旨を計画に追記します。	A	2	2	
	高齢者が動物を飼養する場合のガイドラインやマニュアルを作成し、自治会等を通して啓蒙すること。	動物の適正飼養については、高齢者等に限定せず、その趣旨について普及啓発等に努めます。	C	2	2	
施策5 動物による 危害や迷惑 問題の防止	多頭飼育者を行政が把握し、適宜不妊去勢手術を指導する等、多頭飼育に起因するトラブルを未然に防ぐべき。	多頭飼育に対する指導については、施策の5に明記しています。	B	82	82	
	飼い主のいないねこに対する地域ねこ活動及びTNR活動の普及啓発を行うとともに、活動への支援を行うこと。	飼い主のいないねこに対する地域ねこ活動及びTNR活動については、地域住民の合意形成が必要であり、今後、必要に応じて議論を深めていく必要があると考えています。	C	3	93	96
	飼い主のいないねこの適正管理についてのガイドラインを作成し、地域を支援すべき。	同上	C	1	13	14
	地域ごとに野良ねこを見守っていけるような「地域ねこ」の考え方を広めるべき。	同上	C	1	1	1
	飼い主のいないねこには、県が不妊去勢手術をおこなうこと。	同上	C	2	2	2
	飼い主のいないねこに実施する不妊去勢手術に対して補助金を拠出すること。	同上	C	1	1	1
	野良ねこへの餌やりによる迷惑問題を防止するためには、もっと行政が介入し、根本的な問題解決に当たるべき。	施策5に記載のとおり、飼い主のいないねこ対策として、無責任な餌やり行為がもたらす影響について理解を促すとともに、地域住民による取組みに対しては技術的な助言等を行っていきます。	C	1	1	1
	公園等、公共の場所に犬の糞を捨てられる糞ボックス等を設置して欲しい。	飼い犬が散歩中に排泄した糞は、飼い主一人一人が責任をもって家に持ち帰り、適正に処理すべきと考えます。	D	1	1	1
	動物による迷惑防止のための条例を制定して欲しい。	本県では、平成17年10月に「動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、飼い主の責務や遵守事項を定めて動物による迷惑防止を図っています。	B	1	1	1
	犬の飼養者による犬の糞などの清掃活動を推進して欲しい。	犬の散歩時の糞を適正に処理すること等について積極的な普及啓発に努め、犬の糞等の清掃活動が行われる場合にあつてはその活動の紹介等を行います。	B	1	1	1
	不妊去勢手術について積極的に広報すべき。	施策の1及び4に記載のとおり、県は積極的な普及啓発や引取りを求める飼い主に対する個別指導を行うこととしています。	B	1	1	1
	迷い犬を返還する際は、犬が行方不明になった原因を聞き取り、その対策をアドバイスすること。	施策5に記載のとおり、適正な飼養管理について指導を徹底してまいります。	B	1	1	1
モラルの欠如した飼い主に対する指導や罰則を強化すべき。	当然のことながら、モラルの欠如した飼い主に対しては指導を徹底してまいります。モラルを向上させるための罰則の強化はなじまないものと考えます。	D	2	2	2	
マイクロチップの装着を、犬及びねこ等の法令で装着が義務づけられていない動物に推進するべきではない。	施策6のとおり所有者明示(個体識別措置)を推進していきませんが、その方法については、その動物の飼養者が選択するべきことと考えています。	D	77	77	77	

施策6 所有者明示
(個体識別措置)の推進

マイクロチップは可能な限り全ての動物につけるようにすべき。	同上	D	1	4	5
首輪には必ず迷子札をつけられるよう、首輪製造業者に義務づけるべき。	飼い主の創意工夫により、首輪に迷子札を装着することは可能と考えます。	D		1	1
所有者明示措置の推進について、開業獣医師等にも協力を求めている。	開業獣医師は、飼い主と直接接する機会が多いことから、御意見のとおり所有者明示の指導について協力を働きかけて参ります。なお、その旨を計画に追記します。	A		1	1
ねこのマイクロチップ装着を義務づけるべき。	施策6のとおり所有者明示(個体識別措置)を推進していきますが、その方法については、その動物の飼養者が選択するべきことと考えています。	D	1		1
装着率が向上するような鑑札や迷子札を公募する等して作成する。	狂犬病予防法施行規則の一部改正により、平成19年4月から、鑑札及び狂犬病予防注射済表のデザインを市町村の独自の型に定めることができるとされており、県でも各市町村へその周知を図っています。	B		1	1
所有者が判るよう、首輪に名前と電話番号を明記させるべき。	施策6のとおり所有者明示(個体識別措置)を推進していきますが、その方法については、その動物の飼養者が選択するべきことと考えています。	D	1		1
鑑札は、犬の大きさに合わせデザイン的に優れたものを作成し、普及させること。	狂犬病予防法施行規則の一部改正により、平成19年4月から、市町村は鑑札及び狂犬病予防注射済表のデザインを独自に定めることができるとされており、県でも各市町村へその周知を図っています。	B		1	1
マイクロチップの装着を義務化し、違反した場合の罰則を設けること。	施策6のとおり所有者明示(個体識別措置)を推進していきますが、その方法については、その動物の飼養者が選択するべきことと考えています。	D		3	3
マイクロチップを推進するよりも、誰が見ても個体識別が容易な鑑札や名札の装着を推進すべき。	同上	D		1	1

施策7 動物取扱業の適正化

個人でも動物を繁殖、売買する場合には、動物取扱業の登録をさせるべき。	動物愛護管理法においては、個人、法人を問わず動物を繁殖し売買する場合には、動物取扱業の登録が必要となっています。	S		83	83
子犬や子ねこを販売する際は、生年月日とともに、繁殖業者から出荷された日についても表示させるべき。	法律に定める項目以外の項目の表示を強制することはできませんが、販売に供する動物の適齢期や社会化の重要性、顧客への事前説明の必要性等について指導を徹底して参ります。	D	1	7	8
殺処分される動物をなくするため、繁殖業者の繁殖頭数を行政が制限するべき。	繁殖業者等の動物取扱業の登録については、保健所が法の基準に照らし、その構造設備等を審査し行っています。一律に繁殖頭数を制限することはできません。	D		3	3
動物取扱業者は登録制とし、必ず保健所等で実施する動物の殺処分の現場を見せること。	動物愛護管理法により、動物取扱業を営もうとする者は、都道府県知事等の登録を受けなければならないことになっています。なお、殺処分の現場を見せることを登録の要件とするのは困難と考えます。	D		1	1
販売される動物に対して、マイクロチップ挿入を義務化して欲しい。	所有者明示の方法は、その動物の飼養者が選択するべきことと考えますので、マイクロチップ挿入を義務化することはできていません。	D	1	2	3
繁殖業者に、動物の衛生状態及び遺伝性疾患の有無等について把握する義務を課して欲しい。	動物の衛生状態や遺伝性疾患の有無の把握については、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(環境省告示)で義務付けられています。	S	1		1
基準を遵守しない業者に対して、速やかに立入調査等を実施し、勧告、命令の他、登録の取り消しも行うべき。	施策の7に記載のとおり、基準を遵守していないと認められる場合は、必要に応じて勧告、命令等を行い、悪質業者の排除に努めることとしています。	B		3	3
業者に対する監視や立入検査を行って欲しい。また、予告せずに行って欲しい。	施策の7に記載のとおり、指導に当たっては事業所や飼養施設に立入を行うこととしていますが、御意見のとおり抜打ち(不定期)で行うことについても、計画に追記します。	A		3	3
生後2ヶ月未満の犬及びねこの販売は禁止するべき。	犬やねこを含む幼齢動物の販売の制限は、個体差や品種差もあることから月齢等による制限は法律で規制されておりませんが、動物取扱業の遵守基準において、離乳、環境の変化に対する耐性、社会化の観点からの制限を課しています。	S	1		1
動物販売業者は、購入者に対してより適当な飼養ができる動物を購入するように指導するべき。	動物の習性等に合致した適正な飼養保管についての顧客に対する説明が十分に行われるよう、動物取扱業者の指導に努めます。	C		1	1
店頭での生体販売は禁止すべき。	虐待等と認められる管理方法でない限り、全ての生体販売を禁止することは困難と考えます。	D	1		1

	動物を繁殖、販売する業者の出店は禁止すべき。	現在の動物愛護管理法において、動物取扱業として営業が認められていることから、出店の禁止などの制限を設けることはできません。	D	1	1	
	動物取扱責任者研修を義務づけて欲しい。	現在においても、動物愛護管理法により毎年1回以上の研修の受講が義務付けられています。	S	1	1	
	動物取扱業者に対し、販売時、貸出し時の顧客に対する事前説明を徹底させること。	動物取扱業の適正化(施策7)により徹底していきます。	B	3	3	
	ペットショップでの生体の展示販売や生後2ヶ月未満の動物の販売はやめさせるべき。	生体の展示販売や生後2ヶ月未満の動物の販売についてその全てを禁止することはできないものと考えますが、離乳前の動物等が販売の用に供されないよう指導を徹底します。	B	1	1	
	ペットショップに対し、売れ残った動物を終生飼養してもらえぬ飼い主を探すよう指導すべき。	動物取扱業者の義務として指導していきます。	C	1	1	
	インターネットによる通信販売業者に対する監視を強化すること。	定期的な立入検査を実施する等、法令に係る違反が行われないよう指導に努めます。	C	2	2	
	悪質な動物取扱業者に対し、徹底した指導取締りを行う等、厳格に対応して欲しい。	動物取扱業の適正化(施策7)により徹底していきます。また、重大な法律違反があった場合には法に照らし処分を行うこととなります。	B	3	3	
	売買目的で繁殖を行う場合の繁殖制限を設けること。	繁殖業者等の動物取扱業の登録については、保健所が法の基準に照らし、その構造設備等を審査し行っています。一律に繁殖頭数を制限することはできません。	D	1	1	
施策8 動物を飼養する学校等への支援	学校への飼育動物の普及はやめるべき。	個々の学校が、その教育目的により動物の飼養を行っていると考えられ、そのような学校の支援を実施していきます。	S	1	1	
	学校への飼育動物に係る支援について推進して欲しい。	施策8のとおり動物を飼養する学校等への支援を実施していきます。	B	3	3	
	学校飼育動物に対し、獣医師やボランティアなど、地域全体で支え合う仕組みを構築すべき。	施策8のとおり、地域獣医師会等と連携し学校に対する支援を実施していくこととしています。	B	1	1	
施策9 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	動物実験は必要最低限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきであり、違反者には罰則等を策定すべき。	苦痛を伴う全ての動物実験を禁止することは困難と考えられますが、実験動物の適正な取扱いについて推進に努めます。	D	78	78	
	動物実験により動物を殺してはならない規定を設けて欲しい。	動物実験による動物を殺してはならない規定を設けることはできませんが、その適正な取扱いを推進していきます。	D	1	1	
	実験動物や産業動物を飼育する施設について、動物取扱業者に対するものと同様の立入検査等を実施して欲しい。	動物取扱業者に対するものと同様の立入検査等をその他の飼養者等に対して実施することは困難と考えられますが、3Rの原則や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示)の周知を図っていきます。	D	2	2	
	実験動物や産業動物を飼育する施設について、県民による監視体制を導入して欲しい。	動物飼養者に対して県民による監視体制を導入することは困難と考えますが、ご意見のあった施設等については3Rの原則や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示)の周知を図っていきます。	D	1	1	
	実験動物を扱う施設には、使用目的等を明確にさせ、使用数を最小にする努力をさせるべき。	施策9に掲げるとおり、今後とも実験動物を扱う施設に対して3Rの原則や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(環境省告示)の周知を図っていきます。	B	1	1	2
	3Rの原則について、指導を徹底すべき。	同上	B	1	1	2
	実験動物も産業動物も、遺棄・虐待が禁止されている愛護動物であることを周知徹底すること。	同上	B	1	1	1
施策10 動物愛護推進員活動の活性化	地域を巡回させ、虐待等が行われていないか監視させるべき。	動物愛護推進員活動は動物の適正な飼養と普及啓発等の重要性について住民の理解を深めること等の目的のために委嘱されるものであり、地域の巡回等、取締りの性格を持つものではないと考えます。	D	1	1	
	動物愛護推進員活動に誰でも参加できるようにして欲しい。	現在、動物愛護推進員の委嘱は、動物愛護推進協議会を構成する団体からの推薦に基づき行っておりますが、今後は、公募等による人材確保についても検討が必要と考えています。	C	1	1	

	動物愛護推進ボランティアを公募により募集し、熱意ある人材を活用する。	同上	C	2	2	
	動物愛護推進ボランティアは、地区ごとに配置すべき。	動物愛護推進ボランティアは、各地域ごとに偏りのないように配置しております。	B	1	1	
施策12 動物収容施設の整備等	必要に応じて施設の整備等を実施し、小型犬と大型犬を分けて収容する等、収容動物を適正に管理すること。	収容施設は計画的な改修、修繕に努め、動物愛護の観点から適正な飼養保管に努めます。	C	88	88	
	収容施設の整備を実施して欲しい。	同上	C	1	1	
	命の尊厳に基づいた収容施設の改善を行うこと。	同上	C	1	1	
	殺処分をする場所ではなく、譲渡用飼養施設に変えるべき。	動物収容施設は動物を殺処分するための場所ではなく、飼い主への返還、譲渡等についても実施する施設であると考えております。	C	1	1	
	現在の保健所の動物収容施設を、処分目的の施設ではなく、譲渡のための保護施設等、地域における動物愛護の拠点施設に転換していくべき。	動物収容施設は動物を殺処分するための場所ではなく、飼い主への返還、譲渡等についても実施する施設であると考えております。なお、動物愛護の拠点施設については、施策13に掲げるとおり、将来的な課題として検討していきます。	D	2	2	
施策13 動物愛護推進拠点の検討	収容された全ての動物を殺処分せずに、譲渡等がされるまで行政が管理すべき。	収容された全ての動物を譲渡等することは現実的ではないと考えますが、可能な限り譲渡の推進に努めます。	D	1	1	
	動物愛護管理センターの整備について、「検討していきます」を「実行する」に変更すべき。	動物愛護管理センターについては、多額な財政負担や人員確保が伴うことから、速やかな整備は困難な状況にあり、将来的な課題として検討していきます。	D	3	6	9
	動物愛護管理センターの建設に向けた前向きな構想を打ち出す等して、早急にセンターを整備すべき。	同上	D	2	2	
	動物愛護管理行政の推進拠点としての動物愛護管理センターの設置を強く望む。	同上	D	1	1	
	飼い主がいない犬及びねこのために、保護施設を作りたい。	飼い主のいない犬及びねこのために、行政が保護施設等を設置し、飼養管理をすることは現実的に困難であると考えます。	D	1	1	
	動物愛護管理センターの設置に当たっては、費用対効果等、十分な検討を行うべき。	御意見のとおり、動物愛護管理センターの整備に当たっては、費用対効果等について十分な検討が必要と考えています。	B	1	1	
施策14 災害時の動物救護対策の推進	災害時、警察やボランティア等との連携をとり、動物の一時避難等を行うこと。	地域防災計画や施策の14に掲げるとおり、災害時には警察や獣医師会、動物愛護団体等と連携して、動物の救護活動を実施することとしています。	C	79	79	
	災害時の動物救護対策がスムーズに行われるよう、警察や消防との連携体制や獣医師やボランティアとの協力体制を構築すること。	同上	C	1	2	3
	動物同伴が可能な避難場所を設けること。	災害時における動物救護本部の設置に係る要綱の整備等、災害時における動物救護対策を具体化する作業を進めていく中で、避難場所等についても検討していきます。	C	1	1	
	対象を愛玩動物だけでなく、特定動物や、実験動物、畜産動物にも広げるべき。	現在作業を進めている災害時の動物救護の具体的な対策のなかで、特定動物の確認等の内容を盛り込む予定としています。	C	1	1	
	特定動物や動物取扱業等における多頭飼育施設の救護対策も盛り込むべき。	同上	C	1	1	
施策15 飼い主への返還のための機会の拡大	テレビやラジオを活用して、犬やねこの迷子情報を提供すること。HPに写真付きで掲載すること。	引取り又は収容された犬やねこについて、飼い主や譲渡希望者への情報を提供するためのインターネットサイトを構築することとします。なお、その旨を計画に追記します。	A	2	2	
	地域住民がよく目にする場所等への掲示により、行方不明になった動物を探している飼い主への情報提供をすべき。	同上	A	1	1	
	抑留・保管期間が切れた犬やねこは、処分せずに譲渡すべき。	収容された犬及びねこの全てを譲渡することは現実的に困難と考えますが、今後とも譲渡の推進に努めます。	D	1	1	

	抑留・保管中に動物が衰弱、病死等しないように、施設の改善を進めること。	計画の施策12にも記載しているとおり、県内の収容施設の計画的な改修・修繕を実施していきます。	C		1	1
施策17	動物愛護管理担当職員 の資質の向上	保健所の職員教育を強化して欲しい。	C		1	1
計画推進目標 (指標)の設定	動物の殺処分数の目標を0とすべき。	動物の殺処分数等を指標とはしませんが、犬の返還率の向上、犬・ねこの引取り数の削減を進め、殺処分数の減少に努めていきます。	D	1	91	92
	返還率の10年後の目標値が50%は低すぎるので、100%等、より高い目標値を設定すべきである。	推進計画では、非現実的な目標値を設定するよりも、実現の可能性がある現実的な目標値を定め、それに向けて努力していくことが重要と考えます。	D		84	84
	犬、ねこの譲渡率の10年後の数値目標を追加すべき。	譲渡率は、様々な要因に左右されることから、数値目標を設定することはなじまないと考えます。	D	3	6	9
	「犬の平均年齢」ではなく「犬の平均寿命」を指標としたほうがよいのではないかと。	現在、犬の平均寿命を把握する統計資料がないことから、平均年齢を指標としました。	D	1		1
	犬及びねこの引取り数の目標をより高く設定すべき。	環境省の策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」においても、その目標として半減とされていること等から、現在の目標が決って低すぎることは考えておりませんが、引取り数の更なる減少に向けて、適正飼養等の普及啓発に努めます。	D		1	1
	10年後の殺処分数の目標を70%とすべき。	動物の殺処分数等を指標とはしませんが、犬の返還率の向上、犬・ねこの引取り数の削減を進め、殺処分数の減少に努めていきます。	D		2	2
	犬、ねこの致死処分数0を目標とすべき。	同上	D		1	1
	譲渡返還率100%を目標とすべき。	譲渡率は、様々な要因に左右されることから指標とはせず、返還率を指標としました。なお、推進計画では、非現実的な目標値を設定するよりも、実現の可能性がある現実的な目標値を定め、それに向けて努力していくことが重要と考えます。	D		2	2
	10年以内にマイクロチップの装着率100%を目標とすること。	マイクロチップの装着率は指標とはしませんが、施策6のとおりマイクロチップを含め、所有者明示を推進していきます。	D		2	2
その他	集合住宅であってもその規約で定められた数以上の動物を収容できるよう行政が許可すること。	共同で居住や生活する施設における動物の飼養については、その利用者等が独自にルールを作り、共同理解のもとに決定すべきものと考えます。	D		79	79
	行政の施策について、県民からのアイデアも募るべき。	動物愛護管理行政に限らず、県の施策に対するご意見等については、「県政提言」としてインターネットや電話等で承っています。	S		1	1
	常設のドッグランを設置して欲しい。	行政が常設のドッグランを設置することについては、慎重に検討する必要があると考えます。	C	1		1
	保健所に動物訓練士をおいて欲しい。	保健所に動物訓練士を置く計画はありませんが、動物の専門的知識を有する獣医師を配置しております。	D	1		1
	狂犬病予防注射を保健所で実施できるようにして欲しい。	狂犬病予防注射の実施に関する業務は、各市町村が所管しており、期間を定めて地域を巡回して実施しているほか、動物病院でも接種することができますので、各保健所で実施する必要はないものと考えています。	D	1		1
	大小問わず、動物愛護管理について取り組む団体を活用することが必要ではないかと。	現在、岩手県動物愛護推進協議会委員や動物愛護ボランティアとして県内の動物愛護団体から、大小問わず参加をいただいています。	S	1		1
	公営のアパートで動物を飼えるようにして欲しい。	共同で居住や生活する施設における動物の飼養については、その利用者等が独自にルールを作り、共同理解のもとに決定すべきものと考えます。	D	1		1
	老人介護施設で動物を飼えるシステムを導入すべき。	同上	D	1		1
	ねこについても犬と同様、登録制度を設けて欲しい。	犬と同様の登録制度をねこに対して設けることは、県民の合意形成が必要であり、現状では困難と考えます。	D	2	2	4

犬の飼い主に対して、狂犬病その他ワクチン等の接種費用等について補助金を拠出して欲しい。	飼養者の責任を明確にし、又その意識を醸成するためにも、予防注射やワクチン接種に要する経費は飼養者の負担とすることが適当と考えます。	D	1		1
文言についての誤り等	御指摘を踏まえ、修正します。	S	13	23	36
高齢者に対する散歩、給餌等を世話するボランティア制度の導入を検討すべき。	散歩や給餌等、労務の提供に係るボランティアについては、本計画とは別個に検討すべきものと考えます。	D		1	1
犬を販売した動物取扱業者が犬の登録を実施できるようにして欲しい。	犬の登録は、狂犬病予防法により犬の飼い主が行うこととなっています。	D		1	1
動物に関する問題を相談できる窓口を設置して欲しい。	家庭動物や特定動物の飼養・保管に関する相談については、随時、保健所の窓口で受け付けています。	B		1	1
収容された成犬は、介護犬等として訓練することで、生存の機会の確保に努めて欲しい。	収容された成犬を介護犬として訓練することは困難ですが、譲渡可能な動物については、適正な譲渡の推進により、生存の機会の確保に努めます。	D		2	2
殺処分のようなマイナス面に予算を使うのではなく、プラス方向に使うべき。	本計画に掲げる施策は、すべて予算を行政目標の達成のために(プラス方向)に使うものであり、これらの施策を推進することにより、殺処分される動物は確実に減少するものと考えます。	S	1		1